公共交通を巡る国の動向を踏まえた 燕・弥彦地域の検討の方向性について (概略説明)

燕•弥彦地域公共交通会議

1. 燕・弥彦地域の公共交通と法改正等の動き

| 6- etc | *** | 76 | |
|-------------------|---|---------------------------------|--------------------------------------|
| 年度 | 燕市 | 弥彦村 | 法改正等 |
| 【経緯】 | | | |
| 平成15年度 | | ◆路線バスの撤退(6月)を受け 村内無料巡回バス運行開始 | |
| 平成19年度 | ○燕市地域公共交通会議 設置(7月)◆循環バス「スワロー号」運行開始(10月) | | 〇地域公共交通活性化再生法 施行(10月) |
| 平成24年度 | 〇燕市公共交通基本計画 策定(H25.3月) 〔計画期間:平成25~30年度〕 | | 也域公共交通のあり方や活性化方策等 を協議する体制強化 |
| 平成25年度 | ◆デマンド交通「おでかけきららん号」運行開始 (4月)◆循環バス「スワロー号」路線変更・延伸(5月) | <u>‡</u> | ○交通政策基本法 施行(12月) 基本理念や関係者の責務等を明確化 |
| 平成26年度 | 〇燕•弥彦地域公共交通会詞 | 議 設置(4月) ○弥彦村基礎調査実施(3月) | 〇地域公共交通活性化再生法 改正(11月) |
| 平成27年度 | ◆村内巡回バスを廃止し広域循環バス「 ◆デマンド交通「おでかけきららん号」弥彦 | | 也方公共団体において地域公共交通網 ド成計画を策定できることを明記 |
| 【今後の予定】 | | | |
| 平成30年度 | 〇燕•弥彦地域公共交通網形成計 | 画 策定(H31.3月) | |
| 平成31年度~ 平成35年度 | ◆地域公共交通ネットワークの再 | 編(計画の事業化) | 2 |

2. 国が考える地域公共交通の現状・役割・方向性

地域公共交通の現状

自動車社会の進展

人口減少

超高齢社会

公共交通ネットワークの縮小

サービス水準の一層の低下

負の連鎖

公共交通利用者の減少

地域公共交通に求められる役割

地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や 高齢者、障がい者、妊婦等の 交通手段の確保 コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、 あるいは拠点と居住エリアを結ぶ 交通手段の提供 まちのにぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちの にぎわいの創出や「歩いて暮らせる まちづくり」による健康増進 人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の 移動の利便性や回遊性の向上 により人の交流を活発化

解決の方向性

地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず まちづくり、観光、さらには健康、福祉、教育、環境等のさまざまな分野で大きな効果をもたらす

民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組む

住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域公共交通の再編を進める

3. 法律の制定・改正

交通政策基本法の制定[平成25年12月施行]

豊かな国民生活の実現

大規模災害への対応

国際競争力の強化

環境負荷の低減

地域の活力の向上

適切な役割分担の推進

基本理念や関係者 の責務等の明確化

必要な支援措置 (法制上、財政上) 地方公共団体は、区域の 自然的経済的社会的諸条 件に応じた交通施策を、ま ちづくり等の観点を踏まえ 総合的かつ計画的に実施

地域公共交通活性化再生法の改正[平成26年11月施行]

ポイント 🗕

- ① 地方公共団体が中心となり
- ② まちづくりと連携し
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

地域公共交通の 再編 住みやすく 活力に満ちた 地域社会の実現

法定協議会の設置・構成〔活性化再生法第6条〕

法定協議会の構成員

地方公共団体 公安委員会

公共交通事業者等地域公共交通の利用者

道路管理者 学識経験者

計画に定める事業を実施 その他地方公共団体が必要と する見込の者 認める者

※ 現行の交通会議構成員から追加が必要

協議•了承

地域公共交通網形成計画の策定[活性化再生法第5条]

計画において定める事項

- ① 計画の基本方針
- ⑤ 達成状況の評価

② 計画の区域

⑥ 計画期間

③ 計画の目標

- ⑦ その他必要と認める事項
- ④ 事業及び実施主体

4. 計画策定の進め方

補助金の交付

)申請

計画策定の全体の流れ

法定協議会への組織改正交通会議構成員の選定

補助金の交付決定

地域や公共 交通の概況 等の調査

上位計画や他 部局の計画・ 施策等の整理 - 計画検討

目標実現のため

 \mathcal{O}

施策の検討

現状・課題等の整理地域公共交通の役割

計画の目標の検討

計画素案の作成

意見の反映 意見の反映

交通会議

の

了

承

計画策定・主務大臣等への

地域公共交通調査等事業補助金

国は、地域公共交通活性化再生法に基づき地方公共団体が行う地域公共交通網形成計画等の策定に要する経費を支援

- 〇補助対象者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体等
- 〇補助対象経費: 地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通網形成計画)の策定に必要な経費

(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの費用、専門家の招へい費用、協議会開催等の事務費等)

〇補助率 1/2

平成30年度公共交通会議の開催予定

【第1回】

(平成30年4月5日)

要綱改正、30年度予算等

【第2回】

(平成30年6月ごろ)

29年度決算、実績報告等

【第3回】

(平成30年10月ごろ)

現状整理・アンケート結果等

【第4回】

(平成30年11~12月ごろ) 計画素案の協議等 【第5回】

(平成31年2~3月ごろ) 計画の承認等